

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

平成26年4月7日

全国健康保険協会広島支部
支 部 長 向 井 一 誠

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

協会けんぽ加入事業所へのアンケート用紙等印刷と封入封緘発送及び回答入力
業務委託

①アンケート用紙等印刷 35,746枚

②封入封緘 9,608件

③発送（広島東郵便局への搬入）一式

④アンケート回答入力 予定件数4,804件

※数量は予定数のため、多少の増減があることを了知のうえ、参加すること。
数量の増減についての意義は述べることは出来ないものとする。

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期限

印刷、封入封緘、発送 平成26年5月12日（月）まで

アンケートの回答入力（納品） 平成26年6月6日（金）まで

納入日が早くなることは差し支えないが、担当者と協議により決定した日とする。

(4) 納品場所

全国健康保険協会広島支部および広島東郵便局

(5) 見積競争方法

契約は、(1) ①から③は総価契約、④は単価契約とする。

見積金額は(1) ①から③については総価、④は入力1件当たりの契約希望単価
を記載の上予定数量を乗じた額を算出した額との合計額とすること。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札決定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

(6) 競争参加資格

1. 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条に該当しないものであること。
2. 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」と「役務の提供等」においてA、B、Cいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
3. プライバシーマーク又はISO/IEC27001:2005又はJISQ27001:2006のいずれかの認証を取得している者であること。

2 見積書および競争参加資格確認書類提出の提出場所等

(1) 見積書及び競争参加資格確認書類提出、仕様書配布場所

〒732-8512 広島県広島市東区光町1-10-19
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 八尋
電話（直通） 082-568-1014

(2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

〒732-8512 広島県広島市東区光町1-10-19
全国健康保険協会広島支部 業務第一グループ 木村、佐々木
電話（直通） 082-568-1022

(3) 見積書提出期限

期 限 平成26年4月11日（金） 午前9時00分
※郵送（書留郵便に限る）の場合も上記日時までに必着とする。

3 その他

- (1) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会広島支部企画総務グループ宛提出すること。（見積書は任意の様式で可）
記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 契約業者決定の連絡については、決定業者のみ平成26年4月14日（月）午後16時00分までに電話にて連絡することとする。
- (4) 仕様書に従って、資料を作成すること。
- (5) ランダムに抽出した封入パターンAとB各10部を広島支部へ納品すること。
- (6) 発送については、全国健康保険協会広島支部にて封入物の最終確認を実施後、発送了承の連絡を行う。
- (7) 本仕様書の内容にかかる全てを経費として見込むこと。
- (8) 見積書にアンケート等を送付する郵便料金は含めないこと。

全国健康保険協会会計細則

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。